

# 愛媛県行政書士会松山支部規則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県行政書士会会則第52条による愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）松山支部（以下「支部」という。）に関して、本会会則施行規則第19条の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 支部は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 支部会員相互の連絡を緊密にし、人格の向上、品位の保持及び相互の親睦を図ること。
- (2) 業務に関する知識の普及と充実を図ること。
- (3) 本会の業務に協力すること。
- (4) 上記各号に関連する業務を行うこと。

(組織)

第3条 支部は、本会会則第52条により設置された松山支部の所轄区域内に事務所を有する本会会員の全員をもって組織する。

(事務所)

第4条 支部は事務所を松山市に置く。ただし、業務の執行上必要があるときは、理事会の同意により、松山市以外の地に置くことができる。

## 第2章 支部会員

(入会)

第5条 第3条に該当する本会会員は、すべて支部の会員となる。

(資格の喪失)

第6条 本会会員たる資格を失った者は、同時に支部会員の資格をも失うものとする。

## 第3章 役員

(役員)

第7条 支部に次の役員を置く。

支部長 1人

副支部長 2人以内

理事 5人以上7人以内

監事 2人以内

2 監事は、支部の他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第8条 支部長は支部を代表し、支部の業務を統括する。支部長は、必要と認めるときは、会議を開くことができる。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の定めるところによりその職務を代理し、支部長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会の構成員として業務の執行を決定するほか、支部の業務を分掌する。

4 監事は、支部の資産及び会計の状況を監査する。

(役員を選任)

第9条 役員は、本会会則第8条第2項に定める個人会員である支部会員（以下「支部個人会員」という。）の中から支部総会において選任する。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(役員の任期)

第10条 役員は、就任後第2回目の定時総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げないが、支部長は、連続して3期6年を限度とする。

(役員の退任)

第11条 役員は、支部個人会員の資格を失ったとき、又は支部総会において解任の議決があったときは、退任する。

第4章 支部総会

(総会)

第12条 支部総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎会計年度終了後2か月以内に支部長が招集する。

3 臨時総会は、支部長が必要と認めたとき、又は支部個人会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

4 支部長は、前項による請求があったときは、1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。請求があった後1か月を経過しても臨時総会が招集されないときは、同項の請求者は、臨時総会を招集することができる。

(総会の構成)

第13条 支部総会は、支部個人会員をもって構成する。

2 支部総会は、支部個人会員の3分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において第17条第2項の規定により議決権を行使した支部個人会員は、会議に出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第14条 支部総会は、この規則に定めがあるものを除くほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 支部規則の制定及び変更
- (3) 理事会において支部総会に付議すべきことを議決した事項
- (4) その他、支部の業務に関する重要事項で、支部総会において審議することを相当と議決した事項

(総会招集の通知)

第15条 支部総会を招集するには、開会の日の5日前までにその通知をしなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- 2 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(議決)

第16条 支部総会の議事は、この規則に定めがあるものを除くほか、出席した支部個人会員の過半数で決する。この場合において、議長は、議決に加わることができない。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第17条 支部個人会員は、1個の議決権を有する。

- 2 支部個人会員で、支部総会に出席することができない者は、あらかじめ議案について書面をもって表決することができる。
- 3 支部個人会員は、議案について特別の利害関係を有するときは、議決権を行使することができない。

(特別議決)

第18条 支部規則の制定又は変更及び役員解任に関する事項は、支部総会に出席した支部個人会員の3分の2以上の同意をもって決する。

(議長及び副議長)

第19条 支部総会の議長は、支部総会において選任する。

- 2 議長は、必要があると認めたときは、副議長1人を指名することができる。

(議事録)

第20条 支部総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 支部個人会員の現在数
- (3) 会議に出席した支部個人会員の数（書面による表決をした者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領

2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 議事録署名人は、議長がこれを指名する。

#### 第5章 理事会

(理事会の構成等)

第21条 理事会は、支部長、副支部長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、支部長が招集する。

3 第15条の規定は、理事会の招集について準用する。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会は、この規則に定めるものを除くほか、次の事項を議決する。

(1) 支部総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 支部総会に付議すべきこと。

(3) その他支部総会の議決を要しない支部業務の執行に関すること。

(理事会の議長)

第23条 理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は、構成員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(監事の出席)

第25条 支部長は、監事に対し理事会への出席を求めることができる。

2 理事会に出席した監事は、議長の許可を得て発言することができる。

(議決及び議事録)

第26条 第16条、第17条及び第20条の規定は、理事会の議決及び議事録について準用する。

(書面による議決)

第27条 支部長は、特別の理由があるときは、理事会で決議すべき事項について書面により行うことができる。

2 前項の規定により、副支部長及び理事の過半数の同意があったときは、理事会の議決があったものとみなす。

3 第1項の規定により議決を求めた事項について、その結果が確定したときは、その結果を速やかに副支部長及び理事に通知し、かつ直後の理事会において報告しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第28条 支部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会よりの交付金
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入及び保有する動産

(資産の管理)

第29条 支部の資産は、支部長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第30条 支部の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第31条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第32条 支部の収支予算は、支部総会の議決を経て定め、収支決算は、会計年度終了後その会計年度末の財産目録とともに監事の監査を経て支部総会の承認を受けなければならない。

- 2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するため必要な経費に限り支出することができる。

(会計事務担当者)

第33条 支部の会計事務は、支部長の指名した副支部長又は理事がこれを担当する。

## 第7章 補則

(委任)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会において定める。

(非協力者に対する処置)

第35条 支部個人会員であつて、支部の業務に協力しない者があるときは、支部長は、本会に対し、この者に対する処置を請求することができる。

(処分を受けた会員及びその他に対する措置)

第36条 支部会員が本会において処分を受けた場合、支部においても本会会則に準じ、次のとおり権利の停止ができるものとする。

- (1) 支部の役員選任及び本会役員等候補者選出に関する権利（支部個人会員に限る。）
- (2) 支部の会議及び研修会に出席する権利
- (3) 支部の事務所、施設等を利用する権利
- (4) 支部から文書、資料等の送付を受ける権利

2 本会会則第10条に規定する会費を2期以上滞納している支部個人会員に対しては、支部経費をもって調達する図書類その他物品及び支部慶弔規程に基づく給付金等の交付は、行わないものとする。

(旅費)

第37条 役員その他支部個人会員が会議に出席し、又は会務のため出張するときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

(役員報酬)

第38条 役員に支給する報酬の金額は、支部総会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則（以下「新規則」という。）は、本部会則施行規則第19条の規定により、本部会長の承認を得て、昭和58年6月17日から施行する。
- 2 昭和54年4月22日施行の当支部規則（以下「旧規則」という。）は廃止する。
- 3 旧規則の規定により定めた事項は、新規則の規定により定めたものとみなす。

附 則

この規則は、本部会長の承認を受けて一部を改正し、昭和60年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、本会会長の承認を受け、平成16年8月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成17年度定時総会終結のときから施行する。

附 則

この規則は、本会会長の承認を受け、平成20年5月10日（平成20年度定時総会終結後）から施行する。

附 則

この規則は、本会会長の承認を受け、平成25年5月10日（平成25年度定時総会終結後）から施行する。

附 則

この規則は、本会会長の承認を受け、平成28年5月13日（平成28年度支部定時総会終結後）から施行する。